

結核対策費補助金交付要綱

昭和45年10月30日
福祉保健部健康増進課感染症対策室

(趣旨)

第1条 県は、結核の予防を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項の規定に基づき予算で定めるところにより、当該事業主、学校又は施設の設置者（以下「事業主等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金対象経費及び補助率)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費は、法第60条第1項に掲げる費用（定期の健康診断に要する費用。以下「定期健康診断」という。）とし、それについての補助率は、事業主等が定期健康診断の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額と別表に定める基準により算定された額（以下「基準算定額」という。）のいずれか低い額の3分の2とする。

(補助金交付の条件等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 第1条の事業を実施する主体構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 結核対策費補助金所要額調（様式第1号）
- (2) 定期健康診断事業計画及び所要額調（様式第2号）
- (3) 経費支出予定額内訳書（様式第3号）
- (4) 第3条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明又は納税義務がないことの証明）
- (5) 第3条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認書・開始誓約書（法人の場合）（様式第8号）
- (6) 第3条第3号に係る誓約書（様式第9号）

(申請の取下げのできる期限)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第10条第2項ただし書きの規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費総額の20%以内の減額とする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は精算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 結核対策費補助金精算書(様式第4号)
- (2) 定期健康診断精算書内訳(様式第5号)
- (3) 定期健康診断区分別支出明細書(様式第6号)
- (4) 定期健康診断実績表(様式第7号)

(帳簿及び証拠書類の保管)

第9条 事業主等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、所轄の保健所長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和49年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月24日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年1月5日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成6年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年11月25日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成8年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年12月13日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成14年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月21日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成16年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成17年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月17日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成18年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月21日から施行し、平成19年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月17日から施行し、平成23年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行し、平成28年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事 項 区 分		補助基準単価（円）
医療機関等 実施分	間 接 撮 影 (100ミリミラーカメラ)	8 3 5
	直 接 撮 影	2, 4 2 0
	喀 痰 検 査	1, 2 3 2
	デジタル撮影	1, 3 7 5